

原議保存期間	1年（令和5年3月31日まで）
有効期間	二種（令和5年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿
 （参考送付先）
 庁内各局部課長
 各附属機関の長
 各地方機関の長

警察庁丙暴発第1号、丙生企発第5号
 令和4年1月25日
 警察庁刑事局長
 警察庁生活安全局長

還付金詐欺対策の強力な推進について

令和3年中の特殊詐欺の情勢については、同年11月末で被害額は約243億円と前年より減少しているものの、被害件数が同月末で13,053件（前年同期比735件増加）に上るなど、深刻な情勢となっている。

特に、還付金詐欺については、被害件数が、令和3年2月以降大きく増加し、同年11月末で3,699件（前年同期比2,121件増加）にも上っているほか、発生地域や被害年齢層の拡大の状況もみられるなど、深刻な情勢となっている。

こうした情勢を踏まえ、各都道府県警察にあつては、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）や「今後の特殊詐欺対策の推進について」（令和3年4月1日付け警察庁丙暴発第2号ほか）のほか、特に下記に留意の上、還付金詐欺対策を総合的かつ強力に推進されたい。

なお、この度、一般社団法人全国銀行協会等に対し、別添のとおり、警察庁生活安全局長及び金融庁監督局長の連名による「還付金詐欺の被害防止対策の推進について（依頼）」（令和4年1月25日付け警察庁丙生企発第4号ほか）を發出し、還付金詐欺の被害防止対策を推進するよう要請したので、対策を講ずるに当たって参考とされたい。

記

1 官民一体となった被害防止対策の推進

(1) 「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組の推進

還付金詐欺については、犯人が被害者をATMに誘導し、被害者に携帯電話で会話をさせながら振込操作をさせる手口であることから、その被害防止のためには、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」ことを社会の常識として定着させることを目的とした「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を広く展開することが効果的である。

このため、各都道府県警察にあつては、金融機関その他の関係機関・団体と連携しつつ、官民一体となった広報啓発活動を行うなどして、この運動を強力に推進すること。

(2) 振込被害を防止するための対策の推進

還付金詐欺の振込被害を防止すべく、各都道府県警察にあつては、(1)

の取組に加え、金融機関その他の関係機関・団体と連携しつつ、高齢者に対する広報啓発、ATM設置場所での声掛け・警戒等の取組を進めるほか、金融機関に対して、必要に応じたATM振込制限の基準（年齢、振込金額等）の見直しやATMにおける電波妨害装置の導入についての検討を働きかけるなど、各種対策を推進すること。

(3) 詐取金の払出しを防止するための対策の推進

還付金詐欺による詐取金の払出しを防止すべく、各都道府県警察にあつては、金融機関その他の関係機関・団体と連携しつつ、ATM設置場所での警戒等の取組を進めるほか、金融機関に対して、生体認証技術の導入、詐取金の払出しが疑われる場合における窓口への誘導といった対策についての検討を働きかけるなど、各種対策を推進すること。

2 効果的な取締りの推進

(1) 迅速な初動捜査の実施

還付金詐欺については、同一の「出し子」が複数の被害者からの詐取金につき、それぞれ異なるATMから払出しを行う実態がみられることから、「出し子」の払出画像の入手や人定特定を迅速に行った上、この者を早期に検挙し、新たな被害を食い止めることが重要である。

このため、被害の認知直後から関係する都道府県警察が積極的に連携した上で、「出し子」の人定特定に向けた初動捜査を迅速に実施すること。

(2) 合共同捜査の実施等による効率的な捜査の推進

還付金詐欺の捜査の実施に当たっては、同一の犯行グループによる複数の犯行につき、警察組織が総合力を発揮して、効率的に捜査を行うことが重要である。

このため、各都道府県警察にあつては、地理的要素等を考慮しつつ、関係する都道府県警察で合共同捜査を行うなどして、効率的な捜査の推進に努めること。

(3) 被疑者画像を活用した公開捜査の検討

還付金詐欺の捜査の実施に当たっては、事案に応じ、「出し子」の払出画像等を公開し、積極的に国民の協力を求めることが有益である。

このため、各都道府県警察にあつては、犯罪反復のおそれ、捜査上の必要性、被疑者の名誉、信用、プライバシー等への影響等の諸要素を総合的に勘案した上で、捜査の過程で入手した「出し子」の払出画像等を活用した公開捜査を積極的に検討すること。

また、公開捜査により得られた情報に関する捜査について、関係都道府県警察が連携するなど効率的な捜査を推進すること。

(4) 特殊詐欺を助長する犯罪の取締り

還付金詐欺対策の推進に当たっては、犯行グループに対する預貯金口座等の供給を遮断して犯行を困難にする必要がある。

このため、各都道府県警察にあつては、預貯金口座の名義人に対する捜査

を徹底し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）等の関係法令を積極的に適用して、預貯金通帳の不正譲渡等の特殊詐欺を助長する各種犯罪の取締りに努めること。

(5) 金融機関との協力体制等の構築

還付金詐欺の捜査の実施に当たっては、平素から、金融機関や都道府県警察間で、「出し子」の迅速かつ効率的な検挙を可能とするための協力体制を構築しておくことが重要である。

このため、各都道府県警察にあっては、平素から、金融機関との間で、詐欺金の払出しがなされた日時やATMの場所について迅速に回答を得られるようにするための協力体制を構築しておくとともに、払出し時の「出し子」の画像等につき、都道府県警察間での情報共有を徹底すること。

警察庁丙生企発第4号
金監督第160号
令和4年1月25日

一般社団法人全国銀行協会会長
一般社団法人全国地方銀行協会会長
一般社団法人第二地方銀行協会会長
一般社団法人全国信用金庫協会会長
一般社団法人全国信用組合中央協会会長
一般社団法人全国労働金庫協会理事長
農林中央金庫代表理事理事長
株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長

殿

警察庁生活安全局長 緒方 禎 己

金融庁監督局長 栗田 照 久

還付金詐欺の被害防止対策の推進について（依頼）

平素から、特殊詐欺被害の防止に向けた取組について、御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年中の特殊詐欺の情勢については、被害件数が同年11月末で13,053件（前年同期比735件増）に上るなど、深刻な情勢となっています。

特に、還付金詐欺の被害件数が、令和3年2月以降大きく増加しており、同年11月末で3,699件（前年同期比2,121件増）にも上っております。また、最近の特徴として、発生地域が大都市圏以外にも拡大するとともに、年齢別では特に70歳未満の被害が増加しております。

これまで、還付金詐欺については、その被害を防止するため、官民一体となって、高齢者への注意喚起、ATM設置場所での警戒、被害防止ポスターの掲示、高齢者のATM振込制限の設定等の取組を進めてきたところですが、現下の還付金詐欺を巡る情勢を踏まえると、還付金詐欺の被害を防止するための更なる対策を講じることが急務となっ

ております。

各位におかれましては、下記の事項につき、貴会会員等に周知され、還付金詐欺の被害を防止するための対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組の推進

還付金詐欺は、犯人が被害者をATMに誘導し、被害者に携帯電話で会話をさせながら振込操作をさせる手口であることから、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」ことを社会の常識として定着させることを目的とした「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を全国に広めるための取組を推進すること。

2 被害防止のための総合的な対策の推進

還付金詐欺は、発生地域や被害年齢層が拡大していることから、1の取組に加え、

○ ATMを利用した振込被害を防止するため、警察と連携した高齢の顧客に対する広報啓発、ATM設置場所での声掛け・警戒等の取組を進めるほか、必要に応じたATM振込制限の基準（年齢、振込金額等）の見直しやATMにおける電波妨害装置の導入について検討する

○ 還付金詐欺を始めとする振込型の特殊詐欺に係る不正な払出しを防止するため、生体認証技術の導入、振込先として悪用されるケースに多く見られる利用形態に着目した口座のモニタリングの強化といった対策についても検討する

など、被害防止のための総合的な取組を推進すること。